

ベトナムにおける税務訴訟 ～ある事案の分析をもとに～

J I C A長期派遣専門家

川 西 一

1 はじめに

昨年、小職は、J I C Aベトナム税務行政改革プロジェクト¹から、日本の訟務制度について紹介する講義の依頼を受けた。ベトナムでは、課税処分の当否などを巡って紛争となった税務訴訟において、税務当局側が敗訴する事案が多いことが問題となっており、その解決の参考とするため、日本における税務当局の訴訟対応を紹介したいとのことであった。小職が、講義の参考とするため、ベトナムにおける税務当局の敗訴事案の判決文の提供を依頼し、第一審及び控訴審の判決文の提供を受けたところ、大変興味深い内容だったことから、その内容の一部を紹介し分析を試みたい。ベトナムにおいて、日本国民、日系企業が税務訴訟の当事者となった例はまだ聞かないが、ベトナムの目を見張るべき経済発展と日本企業の進出の拡大により、将来的には税務訴訟の当事者となる可能性もある。本稿を通じて、ベトナムにおける税務訴訟の一端を伺い知ることができれば幸いである。

2 ベトナムにおける税務訴訟

まず前提として、ベトナムにおける税務訴訟に関する制度を概観したい。

2.1 税務訴訟の種類

ベトナムでは、税務訴訟の種類として、租税行政訴訟事案、租税刑事訴訟事案、租税民事訴訟事案の3種類あるとされている。それぞれ、日本における行政事件、刑事事件、民事事件とほぼ同様に解することができ、ベトナムでは脱税などの刑事事件なども税務訴訟の一類型としているのが特徴的である。

2.2 税務機関の組織概要

中央機関として、財務省税務総局（日本の国税庁に相当。）があり、各省レベルに、地方税務局、さらにその傘下に地区税務署が設置されている。中央の税務総局内の各部・所属機関に法務課があり、税務に関する法令立案における意見提出、税務総局が管轄する税務訴訟事件への対応、下級税務機関が管轄する税務訴訟への支援指導等を行っている。また、地方税務局では、法制課（ハノイ市、ホーチミン市のみ）あるいは総務予算課が税務訴訟事案の対応を行っている。税務訴訟において、税務当局が被告となる場合、被告となった

¹ 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ4

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/83D339C5E689E82149257DCC0079C7A8?OpenDocument>)

税務機関が自ら応訴しなければならず、日本のように、法曹である訟務検事が一元的に訴訟対応を行う訟務制度はない。

2.3 税務訴訟事案処理の流れ

ここでは、租税行政訴訟事案について紹介する。同事案において、原告となりうるのは、納税者であり、納税者が、行政機関の決定について異議申立てをして、期間中に処分されないとき、または処分に不服があるときに提訴できるとされ²、税務機関または税務職員による処分、行政行為について訴えを提起することができる³とされている。訴えの対象となる処分としては、課税処分、納税通知、免税・減税決定、税金還付・不徴収決定、税徴収決定、税法違反に対する行政処分、行政処分に対する強制執行決定など様々であるが、調査により判明した税法違反行為に対する行政処分である税徴収決定が最も多いとのことである。原告である納税者は、行政機関の処分決定、行政行為について、受領した日、又は通知を受けた日から1年以内に提訴しなければならない。その後の手続きは、通常の行政事件と同様であり、詳細は割愛するが、裁判所において事案受理後、公判準備期間を経て、事件を公判に付する決定がされると、公判が行われる。

2.4 税務訴訟の状況

統計によれば、各地方税務局が発見した違反事案に関する税務総局への報告件数は、2014年は、行政処分事案が12件、民事処分事案が1件、刑事処分事案が17件であり、2015年上半期は、行政処分事案が46件、刑事処分事案が18件、民事処分事案が0件とのことである。この前後は不明であるが、これを見る限り、件数はまだ非常に少ないものの、行政処分事案が急増していると思われる。実際、税務総局によれば、行政処分事案は増加傾向にあるが、裁判所が判決をした事案においては、原告である納税者の主張を容れて、税務当局の処分の一部または全部の取消を認める事案が多く、問題となっているとのことであった³。

3 判決文の紹介

入手した第一審及び控訴審判決の内容を紹介するとともに、若干の分析を行いたい。

3.1 事案の概要

事案は、ベトナム南部のある都市において、原告 X が所有していた土地及び住宅（以下「本件土地住宅」という。）を売却した際の売却益に対する被告 Y 税務支局による課税処分について、原告 X に不服があり行政訴訟によりその取消等を求めた事案である。

事実関係は概ね以下のとおりである。

- | | |
|-------|---|
| 1991年 | 原告 X の前々所有者 B 及び C が、本件土地の一部と同土地の住宅 1 棟を取得。 |
| 1997年 | B 及び C が、これに隣接する別の本件土地の一部と同土地の住宅 |

² 行政事件訴訟法においては、不服申立前置主義は採られていないと解されるが、ここでは税務当局作成の資料に従い説明する。

³ 同プロジェクト専門家によれば、税務当局の敗訴率は50%を超えるとのことであった。

- 1 棟を取得（上記のいずれも土地権利証明書に記載は「宅地・住宅」）。
- 1998 年 B 及び C は、上記住宅 2 棟を取り壊し、本件土地上に本件住宅 1 棟（6 階建て）を建設。
- 2003 年 3 月 B 及び C は、本件住宅を 10 階建てに増築する工事許可を申請。
- 2003 年 12 月 B 及び C は、本件土地住宅を売買契約により A 住宅経営有限会社に譲渡し、A 社が引き続き増築工事を続ける。
- その後、A 社が本件土地を 1 ロットに合筆する手続きを行う、その際、土地権利証明書の使用目的が「生産経営」に変更される。
- 2004 年 6 月 A 社が、原告 X に対し、本件土地住宅を金 4000 テール⁴（220 億ドン相当）で売却することで合意し、原告 X は A 社に対し金 2000 テールを支払ったが、増築工事完了手続きが未了であるとして売買契約の公証を受けられず、所有権移転手続きもできなかった。
- 2005 年 1 月 A 社は、公証未了のまま本件土地住宅を原告 X に引き渡し、おって譲渡手続きをすることで合意。
- 原告 X は、E から 500 億ドンを借り入れ、本件土地住宅の改修工事を行った。
- 2011 年 5 月 A 社が、本件土地住宅について土地権利等証明書を受ける（使用目的は「生産経営」）。
- 2011 年 10 月 11 日 A 社から、原告 X に対する本件土地住宅の売買契約を正式に締結し、所有権譲渡手続き完了。
- 2011 年 10 月 14 日 原告 X は、本件土地住宅を、F 銀行に対 2890 億ドンで売却する契約を締結し、公証を受けた。
- 2011 年 10 月 15 日 原告 X と F 銀行は、Y 税務支局において、住宅売買登録料と個人所得税を申告納付した。原告 X は、唯一の住宅を所有するとの誓約書を提出した。
- 2011 年 10 月 28 日 被告 Y 税務支局は、税率 2% を適用し、57 億 8 千万ドンの納税を求め通知書を発行した。原告 X は、F 銀行への譲渡手続きを完了させるため、57 億 8 千万ドンを納税したが、その後、税務総局に対し、不服を申し立て、同額の還付を求めた。
- 2012 年 12 月 12 日 原告 X は、Y 税務支局から個人所得税 608 億 4419 万 9000 ドンの追納付を要求する通知書を受け取った。これは、Y 税務支局が、国家会計監査段の指摘に基づいて税率を 25% として計算しなおした上で、納付済みの税額との差額の納付を求めるものであった。
- 2012 年 12 月 27 日 原告 Y は、被告 Y 税務支局に対し、納付済み税額の還付及び追加納

⁴ 1 テール（両）は、約 37.8 グラム。

税要求決定の取消を求める行政訴訟を提起した。

以上のとおり、日本における過誤納付金還付及び課税処分取消訴訟であって、第一審及び控訴審判決文を見る限り、原告、被告共に事実関係については争っていないと思われる。

3.2 争点

主な争点は、原告の本件土地住宅の売却益が、法令に定める免税要件に該当するか否かであり、これについて、原告は、免税要件に該当するので、税金の納付が不要であり、すでに納付した金額を還付するとともに、課税処分を取り消せ、と主張し、被告である税務当局は、原告の本件土地住宅の売却益は、免税要件に該当しないので、法令に従い、売却益の25パーセントを納付すべきと主張している。争点を整理すると、まず、原告の本件土地住宅の売却益が免税要件に該当するか否かが一次的な争点であり、次に、免税要件に該当しないとされた場合、税率が何パーセントとなるかが二次的な争点となっている。本件では、一時的な争点について、第一審と控訴審で判断が大きく分かれたことから、この争点について子細な検討を行うこととする（二次的な争点である適用税率については割愛する。）。

一次的な争点である免税要件に該当するか否かは、具体的には、100号議定(100/2008/ND-CP)4条2項が定める免税要件への該当性の有無である。同議定4条2項では、免税となる収入として、「譲渡人が、ベトナムにおける唯一の居住用土地使用権、居宅を保有する場合、個人の居宅、居住用土地使用権及び土地付着財産の譲渡により生じた所得」とあり、本件では、原告が所有していた本件土地住宅の売却益が「ベトナムにおける唯一の居住用土地使用権、居宅」に該当するかが問題となる。この点、ベトナムにおける唯一のものであることは争われていないので、結局のところ、本件土地住宅が「居住用土地使用権及び居宅」に当たるか否かが問題となっている。

3.3 当事者の主張

原告は、本件土地住宅は、100号議定4条2項の「居住用土地使用権及び居宅」にあたるので、免税となると主張する。その理由として、本件土地住宅は、宅地・住宅の起源⁵(*nguồn gốc*)があること、土地使用権・住宅・土地付着財産証明書（以下「土地使用権等証明書」という。）の目的欄の記載が「生産経営」となったのは、A社に対する証明書発行時（2003年）における目的を記載したに過ぎず、この記載が土地の種類や財政義務⁶まで変更するものではないと主張する（その論拠として、本件の土地使用権等証明書には、使用期間が無期限で、使用料支払いによる割当⁷とされていることをあげている。）

一方、被告のY税務当局は、本件土地住宅は、100号議定4条2項の「居住用土地使用

⁵ 原語は「*nguồn gốc*」であり、「起源」あるいは「根元」という意味であるが、法律上どのような意味を持つのかは不明である。ここでは、本件土地住宅が転々流通する最初の時点での使用目的を指していると解される。

⁶ 財政義務の意義も明確ではないが、納税義務に関する事項と解される。

⁷ 土地使用権には、国家からの土地使用権割当と国家からの土地リースの2種類に大別でき、さらに前者は、土地使用料を伴うものと、伴わないものがある。また、土地使用権の割り当て、あるいはリースを受けた時点で、使用目的が特定され、使用目的に応じ存続期間も決定される。

権及び居宅」にあたらないので、免税されないと主張する。その理由として、本件土地住宅の納税時の土地権利等証明書の使用目的の記載が「生産経営」となっていること、原告 X は、現実には本件土地住宅を居住の目的に使用しておらず、居住以外の目的で本件土地住宅をを購入したと認められることを理由として主張している。

3.4 第一審判決

第一審は、上記争点について、本件土地住宅は 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」にあらず、免税とはならないと判断した。その理由としては、①原告の前の所有者である A 社は「生産経営」目的での土地権利等証明書を受けていたこと、②前所有者 A 社から原告 X への譲渡契約書においても同様の記載があること、③上記のいずれにおいても、A 社、原告 X はその当時異議を唱えていなかったことを理由としているように読める。この判断において、どのような場合が 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」に該当するかについての規範を示してはいないが、お分かりのとおり、実質的には、土地権利等証明書の用途欄の記載で判断すべきとして、このような結論を導いたものと思われる。

3.5 控訴審判決

控訴審は、免税要件の該当性については、第一審判決と異なり、本件土地住宅は 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」に該当し、本件土地住宅の売却益は免税になると判断した。その理由としては、①原告の前々所有者 B 及び C が所有していた当時は居宅だったのであり、起源が居宅であった、②裁判所から天然資源環境局に対して照会したところ、同局は、本件土地住宅は「居宅としての起源があった。…所有者が移転を行ったり住宅に地目を変更したりする時は居宅としての起源に従って財政義務を検討される」と回答したことを主な理由としている。そのほかにも、誓約書が不正確である旨の証拠がないとか、所有者がその住宅に居住すべきとする規定がないとか、前所有者、原告への国からの文書のタイトルが「住宅所有権証明書」となっているという、およそ合理的理由とは思われないものも理由として掲げられているが、いずれによせよ、この控訴審判決においても、どのような場合が「居住用土地権利及び居宅」に該当するかの規範は示されていない。しかし、同判決文を読めば、控訴審は、実質的には、本件土地住宅の「起源」により判断すべきとして、このような結論を導いたものと思われる。

4 判決文の検討

ご覧のとおり、本件の主な争点は、本件土地住宅が 100 号議定 4 条 2 項に規定する「居住用土地権利及び居宅」に該当するかの問題であるが、第一審及び控訴審判決ともに、当該規定の趣旨目的等に基づいて規範を示すことなく、同文言に事実をあてはめ、その結果、結論が第一審と控訴審で大きく異なったように思われる。

この点、憲法において、法令の解釈が国会常任委員会の責務・権限であると規定されているため (91 条 3 項)、裁判所が正面から法の解釈・適用の基準を示すことは、国会常任委員会の法解釈権を侵害するものであると考えられており、同条項について適用の基準を

一般的に示すことには抵抗があると思われる。しかしながら、第一審判決では、同条項の適用の基準として、土地権利等証明書に記載で判断することとし、また、控訴審判決では、当該土地の起源により判断するという基準を事実上立てて判断に至ったものと思われる。

このように、現場レベルにおいて、裁判官が、事実上、法の解釈を行うことは当然認められるべきであるし⁸、今後判例制度を構築していく上で重要な能力の一つとなることは間違いない。その上で、さらに事実上の法解釈をするにあたり、問題となっている条項の立法趣旨・目的から適用基準を定立していくことができれば、判断の方向性を一定方向に収められていくものと思われる。第一審が用いた土地権利証明書に記載も、控訴審が用いた当該土地の「起源」も、文言から基準を引き出し、解釈を一步進めた点で評価できると言えるが、どうしてその基準を用いたのかについては説明できていないように思われた。

また、同条項が、「ベトナムにおける唯一の居住用土地権利、住宅」について免税とした趣旨は明らかではないが、居住用物件については、政策的に、その他の投資用物件等と区別して税制上の優遇を与えるものであると思われる。この点、被告のY税務支局が、本件土地住宅の使用実態から同条項の該当性を判断すべきという主張は、立法趣旨からの立論として説得力があるように思われるが、控訴審判決では、この点が全く考慮されないどころか、反対に、本人が居住すべきという規定がないことから、この点を考慮する必要がないとされてしまった。

さらに、控訴審判決は、実質的には、天然資源環境局に対する照会の回答に、大きく依拠しているような印象を受ける。仮に、この回答が大きな影響を与えたとすると、課税に関する規定の適用について天然資源環境局が回答することの妥当性や、裁判所が同回答に依拠して判断したのであれば、裁判の意義自体も問われかねない。

上記については、様々な原因が考えられるが、その一つとして、裁判官の能力の問題も大きいように思われる。特に控訴審判決では、本件土地住宅の居住実態を考慮すべきとの主張に対し、理由もなく、居住実態を考慮すべきでないとし、また、原告提出の唯一の住宅である旨の誓約書について、不正確である証拠がないことを理由としてあげている。さらに、土地権利等証明書について、証明書のタイトルが「土地権利、住宅、土地付着財産所有権証明書」であって、「住宅」という記載があることも理由としているが、このタイトルは単なる様式上の定型文言であって理由としては甚だ不適切である。控訴審判決として、このような理由があげられているのを見ると、個々の裁判官の能力差を感じざるを得ない。

また、次に、争点と主張の整理が不十分な印象を受けた。前記のとおり、本件においては、まず免税要件に該当するかが判断され、その後、該当しない場合に、初めて適用税率の問題となるはずであるが、判決文を見る限り、このような整理が明確に行われていない

⁸ 現地で開催される裁判所を対象とするセミナー等においても、裁判官からは、裁判官が事実上の法解釈を行っている旨の発言もなされている。

ような印象を受けた。一方、被告である税務当局の主張についても、免税要件に該当しない場合、一次的には25%の税率が適用されるという主張であり、二次的に2%の税率が適用されるという主張となるはずであるが、被告の主張においても、それらが整理されていないような印象を受けた。裁判所は、被告の主張について、税率25%と2%を、同時に主張していることについて、矛盾した主張だとしており、裁判所においても、論理関係を踏まえて、双方の主張を整理することができていなかったと思われる。

5 おわりに

本稿では、ある事案の第一審判決と控訴審判決について検討を行ったものに過ぎず、これをもってベトナムにおける税務訴訟全般について論評するものではない。しかしながら、第一審と控訴審で判断が異なった事案を比較することで、ベトナムの税務訴訟の一端を伺い知ることができたのではないかと思う。

前記のとおり、ベトナムでは、裁判官に法令解释权があるとされていないことから、裁判所が法の解釈・適用の基準を示すことに大きな抵抗がある。そのため、同一の事案においても判断が大きく異なる結果となることがあり、それがベトナムの裁判の予測可能性が低い一因となっていると思われる。これについては、最高人民裁判所が進めている判例制度の構築が進めば、改善される余地が大きいと思われ、当プロジェクトとしても、引き続き判例制度の構築支援を続けていきたい。また、争点と主張の整理を含めた個々の裁判官の訴訟指揮の改善や裁判官の能力向上も、予測可能性のある裁判、ひいては裁判制度の信頼向上のためには欠かせない。争点をきちんと整理することで、メリハリのある主張が行われ、適切な判断となるだろうし、主張を支えるために立証すべき事実も明確に意識されるように思われる。裁判活動の改善は、これまでも当プロジェクトが支援を行ってきたが、今後も引き続き必要な支援を続けていきたい。

S 市 T 区人民裁判所控訴審判決

(判断部分和訳)

裁判所で審査された事件記録を検討し、公判期日における弁論結果に基づき、審理合議体は以下の通り判断する：

1. 紛争関係及び事件解決権限について (略)
2. 各当事者の要求について

原告 X の要求について

裁判合議体は、本件住宅の根元について、Mr. C と Ms. B ののものであると認識した。(以下事実関係の認定、略)

原告 X と A 住宅経営有限会社は、2004 年から住宅売買契約を締結したが、2011 年 5 月 11 日に A 住宅経営有限会社は土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書の発行を受けてから、原告 X への住宅売買所有権譲渡の手続きを行った。A 住宅経営有限会社より原告 X への売買書類には、生産経営用地であると記載された。A 住宅経営有限会社が、土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書の発行を受けた際、その証明書には、生産経営用地であると記載されたが、A 住宅経営有限会社は、このことについて不服を申し立てていないと確認した。A 住宅経営有限会社が原告 X への売却手続きを正式に行った際、原告 X もこのことについて何も疑問していない。原告 X は唯一の住宅だけ所有する旨の誓約書があったといえども、住宅を販売したとき、その土地が住宅用地ではなく、生産経営用地であるため、Y 税務支局は、免税に関する 2008 年 9 月 8 日付第 100/2008/ND-CP 号の議定 4 条 2 項に基づき、原告 X に免税を認めないのは法令に従ったものである。4 条 2 項にはベトナムにおいて、個人が唯一の土地所有権及び住宅所有権を有する場合その土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権の譲渡取引による所得は、免税されると規定する。(条文引用、略)

上記の法律規定に基づき、Y 税務支局が原告 X の譲渡取引による所得の税率を確認するとき、契約書に記載された実際の譲渡価格に対し税率 2%を適用した。Y 税務

支局が譲渡価格 2890 億 ドンに対する個人所得税の税額 57 億 8 千万ドンについて、2011 年 10 月 28 日付通知書を発行した。原告 X が国家予算に当該税額を十分に納付した。

従って、原告 X が、Y 税務支局に対して、納付した税額 57 億 8 千万ドンの返還を請求することについては根拠がない。従って、審理合議体はこの請求を認めない。

(適用税率についての判断、略)

審理合議体は上記のことを検討する上、原告 X の請求の一部を認める。

3. 訴訟費用について (略)

下記のように決定する

以下のことを判決する：(引用条文名略)

1. 原告 X の請求一部を認める。

原告 X に対し 60,844,199,000 ドン(六百八億四千四百十九万九千ドン)の追加納付を要求する旨の Y 税務支局の 2012 年 12 月 12 日付第 2 次通知を廃止する

2. 訴訟費用について：

Y 税務支局は第一審の行政訴訟費用 200,000 ドンを負担し、区民事事件執行支局に納付する。

区民事事件執行支局の 2012 年 12 月 27 日付領収書に基づき原告 X に仮納付した訴訟費用を返還する。

3. 裁判所が判決の言い渡しをする日から 15 日以内、当事者は当該判決に対し控訴することができる。但し、裁判所に欠席した当事者については、当該判決が適切に送達される又は掲示される日から計算する。

S 市人民裁判所控訴審判決

(判断部分和訳)

(略)

2. 当事者の控訴請求について

2.1 原告 X の控訴請求について

(事実関係の認定, 略)

原告 X と Y 税務支局の控訴状を受理している間に, S 市人民裁判所は, S 市天然資源環境局長に対し 2013 年 9 月 6 日付公文書を送った。これを応じて S 市天然資源環境局長は 2013 年 9 月 11 日付公文書にて下記の通りに回答した。

「本件土地住宅は宅地・住宅としての起源があった。使用する間に再建されて, 住宅用地から生産経営用地に地目を変更された。この地目変更は管轄国家機関の許可を受ける必要がないが, 登録すべきケースに当該する。所有者が住宅譲渡を行ったり住宅の地目を変更したりするとき, 宅地・住宅としての起源に基づき財政義務が検討される」

S 市天然資源環境局長の回答文書は土地法 2003 年第 36 条 2 項と第 69 条 2 項の規定に適切な内容がある。同時に, 上記の文書から, S 市天然資源環境局長は, 各証明書(上記に述べたもの)の第 II 部 1 項の d に記述される内容は本件土地住宅が宅地・住宅としての根元があることを変更させないと認めたことがわかった。そして, A 住宅経営会社と原告 X は譲渡を行った時, 宅地・住宅に対する財政義務を履行すると検討される(本件土地住宅が生産経営用地としての起源がないため)。

Y 税務支局の代表者は, 原告 X が個人所得税申告書を作成する時, 本件土地住宅が原告 X の唯一の宅地・住宅であることを証明する地方政府の承認付証明書を Y 税務支局に提出したことを認めた。現行法律には被告がその誓約書の内容を確認すべきと規定されておらず, 申告人が自らで申告・誓約した内容の正確性について責任を負うべきだと, 原審被告の代表者は公判期日において認めた。原審被告も「原告 X の誓約書が不正確である」旨を判断できる証拠がなかったと認めた。

公判期日において、原審被告の代表者は、原告 X が A 住宅経営会社から本件土地住宅の譲渡を受けた後、F 銀行にさらに引き渡して、本件土地住宅を居住の目的で使用していなかったと主張した。つまり原告 X は居住以外の目的でこの住宅を購入した。この原審被告の代表者の意見は、2007 年 11 月 21 日付個人所得税法第 4 条 2 項、免税される個人所得に関する個人所得税法の幾つかの条項を詳細に規定する 2008 年 9 月 8 日付政府政令第 100/2008/ND-CP 号第 4 条 2 項の規定（「ベトナムにおいて個人が唯一の宅地・住宅しか所有していない場合、その個人の住宅・住宅用地及び土地付着財産の譲渡による所得」）に不適切であった。

上記の規定は、個人所得税を免税されるために、譲渡するときに「個人は唯一の宅地・住宅しか所有していない」と解すべきである。同規定は、個人所得税を免税されるために譲渡するとき「使用者、所有者が購入する宅地・住宅に居住すべき」と解すべきではない。

他には、本件土地住宅について「地目：生産経営用地」と記載されたが、法的形態としては、B 氏と C 氏から A 住宅経営会社そして原告 X まで順序に譲渡した流れにおいて、国により A 住宅経営会社又は原告 X に対して公認された「法的文書の形態」は次の名称があった。

「住宅売買、譲渡許可書」

「住宅所有権、宅地使用権証明書」

「土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権証明書」

上記の根拠から見ると、S 市天然資源環境局から控訴裁判所に送られた回答文書に基づき、5,780,000,000 ドン（五十七億八千万ドン）の個人所得税納付義務に関する Y 税務支局の発行した個人所得税納付通知書の廃止を要求するという原告 X の控訴請求については、認められる余地があると判断する。従って、判決発効時に、2011 年 10 月 28 日付国家予算への納付済みの証明書に基づき、Y 税務支局に原告 X への納付済み 5,780,000,000 ドン（五十七億八千万ドン）の返還を執行させる。

・原告 X に対して発行された Y 税務支局の追加個人所得税納付通知書の廃止を判決した第一審判決に関する Y 税務支局の控訴請求について

Y 税務支局の控訴請求について、公判期日において、原審被告の代理人は次のように述べた。控訴理由は第一審判決が第 IV 地域国家会計監査団の結論並びに市国税局の指導に不適切なものであったためである。これに対して、追加所得税納付通知書（第 2 次）が Y 税務支局により発行されるため、Y 税務支局が自らで下した行政決定の合法性と根拠について責任を負うべきであることから、原審被告の主張が控訴理由にならないと控訴審裁判所は判断する。公判期日において、原審被告の代理人によれば、Y 税務支局が原告 X の所得税を計算するとき、販売価格に対し 2%の税率を適用することは法律規定に適切であった（原審被告が上部に記述した）。

原審被告は原告 X の所得に対して 25%の税率を適用する原審被告より発行された追加所得税納税通知書の廃止を言い渡した一審判決について異議があった理由で控訴したが、通知書が法律規定に適切であった根拠、立論を主張できなかった。同時に、控訴審にて原審被告は、前後にも原告 X の所得に対して 2%の税率を適用する第 1 次所得税納税通知書を発行するのが法律規定に適切であると強調した。しかし、もし原告 X の納付すべきである 2%の税率が正しければ、なぜ原告 X に 25%の税率を適用する通知書を発行したのか。これは原審被告の控訴請求と矛盾した。

しかし、上記の分析によると、原告 X のケースが土地使用権並びに住宅及び土地付着財産所有権の譲渡時に発生する所得を免税されるケースに該当するため、第一審判決が Y 税務支局により発行された所得税納付通知書の廃止を言い渡したことは法律に適切であった。従って、原審被告の控訴請求を棄却する。

S 市人民検察院の代表者は、第一審判決が行政訴訟法第 164 条 5 項に違反したため、第一審判決の取り消しを要求した。審理合議体は第一審判決の内容が原審原告の要求並びに被告の反対意見を十分に考慮したと共に、第一審判決においても提訴内容を一個ずつ検討するために法的根拠を十分に引証したと認めた。

第一審判決に第 1 次所得税納付通知書について記述しなかったことにもかかわらず、原審原告の請求の一部を認めることに関する判決内容を通して、第一審判決の決定内容が認めた内容に適切であったと分かった。「請求の一部を認める」という内容から、第一審審理合議体が原告 X の請求を十分に検討した上、原告 X の一部しか認めなかったため、各当事者のすべての請求を解決したと判断される。決定部分、原告 X 及び Y 税務

支局の控訴請求を通して、原審原告又は原審被告は、認められた部分と検討されたが認められなかった部分に関する第一審判決の内容を正しく理解したと判断される。そのため、上記の不足な決定部分が行政訴訟法第 164 条 5 項に定める深刻な違反に該当しないため、S 市人民検察院の代表者の要求のように判決を取り消すことはできない。

3. 裁決費について (略)

下記の判決を言い渡す。(引用条文略)

1. 原告 X の控訴請求を認める。Y 税務支局の控訴請求を棄却する。第一審判決の一部を修正する。

原告 X の請求の全部を認める。

+ 原告 X に対し Y 税務支局により発行された 2011 年 10 月 28 日付個人所得税納付通知書を廃止する。判決発効時に、原告 X が 2011 年 10 月 28 日付国家予算への納付済みの証明書に基づき納付した 5,780,000,000 ドン (五十七億八千万ドン) を原告 X に返還するように Y 税務支局を執行させる。

+ 原告 X が 60,844,199,000 ドン (六百八億四千四百十九万九千ドン) の個人所得税を追加で納付するように要求する 2012 年 12 月 12 日付 Y 税務支局により発行された個人所得税納付通知書を廃止する。

2. 訴訟費用について (略)

当判決は言い渡した日から発効する。